



重度の肝硬変の方への支援制度

重症度を判断する基準が、平成26年に緩和されています。ぜひ、ご活用ください。

障害年金

国民年金・厚生年金（共済年金含む）からは、「肝疾患による障害」の程度に応じた年金を受けられることがあります（原則として65才未満）。

まずは医療機関のソーシャルワーカーや社会保険労務士など専門家にご相談ください（申請先は年金事務所）。



障害年金のイメージ

- 1級**（介助なしで日常生活できない。寝たきり等）
→ 年**97.2万円** + 障害厚生年金（※）
- 2級**（日常生活が困難で労働収入が得られない）
→ 年**77.7万円** + 障害厚生年金（※）
- 3級**（厚生年金だけの制度。労働に著しい制限のある方）
→ 年**58.3万円**～

※障害厚生年金の額は、加入期間や保険料の額、家族構成などで決まります。

※2022（令和4）年4月1日現在の例です。詳しくは専門家にご相談ください。

身体障害者手帳

「肝機能障害」の程度に応じて、介護や医療費・交通費助成など、自治体からのサービスが受けられます。支援の内容や手続きについては、医療機関の相談窓口やお住まいの市町村の障害福祉担当窓口にご相談ください。

治療や支援制度について、患者さんの相談できるところ

特定非営利活動法人 東京肝臓友の会

☎03-5982-2150 受付時間 10:00～16:00（火・木・金）

日立総合病院
肝疾患相談支援センター

☎0294-23-8354

受付時間 10:00～16:00
（月～金、祝日等を除く）



東京医科大学茨城医療センター
肝疾患相談支援センター

☎029-887-1222

受付時間 10:00～16:00
（月～金、祝日等を除く）



【取扱機関】

発行・お問い合わせ

全国B型肝炎訴訟東京原告団 〒160-0004東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル東京法律事務所内 ☎03-3352-7333
紹介しているのは2022（令和4）年4月1日現在の内容です。

ウイルス性肝炎 患者さんに役立つ制度

ウイルス性肝炎は専門医による治療・検査を続けることが大切です。その費用を補助する制度をご紹介します。



ご存じですか？

肝がん・重度肝硬変医療費助成が 入院費→入院費・通院費に拡がりました！

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業 申請できる方は、①B型C型肝炎ウイルスによる肝がん・重度肝硬変で入通院治療を受け（※1）、②世帯の合計年収がおおむね370万円以下、③研究に協力する、④公的医療保険に加入している、⑤肝がん・重度肝硬変の入院関係医療費の自己負担額が「高額療養費」の限度額を超えた月が過去1年以内に2カ月以上あるという5つの条件をみたす方です。①～⑤を満たして参加者証の交付を受けた後、肝がん・重度肝硬変の入通院関係医療費（※2）の自己負担額が1年で3カ月以上「高額療養費」の限度額をこえるときは、3カ月目からの自己負担額が月1万円に減額されます。詳しくは、住所地を管轄する県保健所または県庁保健医療部 健康推進課へおたずねください。



県庁の
担当課 保健医療部 健康推進課
☎029-301-3220

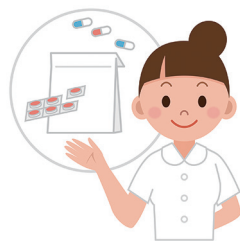
※1 通院治療は肝がんに対する指定の化学療法につき
※2 3月（回）目以降は都道府県が指定する医療機関、保険調剤薬局での入通院医療費

B型・C型肝炎 治療費の助成

茨城県の肝炎治療医療費助成制度

対象となる治療は、インターフェロン、核酸アナログ製剤、C型肝炎経口新薬です。

申請には、肝臓専門医又は茨城県が認める医師の診断書などが必要です。ご希望の方は肝疾患専門医療機関などにご相談ください。なお、核酸アナログの更新手続きが簡素化されました(詳細は住所地を管轄する保健所まで)。



助成を受けたときの 自己負担額 (茨城県の場合)

世帯の市町村民税	自己負担
所得割 23.5万円未満	月1万円
所得割 23.5万円以上	月2万円

C型経口新薬で治ゆされた方など 定期検査費用の助成

ウイルス型肝炎患者等の検査費助成：定期検査費用助成

B型・C型の慢性肝炎・肝硬変・肝がんで、現在、上記の助成を受けていない方は、1年度に2回まで定期検査費用が助成されます(ただし、所得制限などの条件があります)。対象は血液検査、超音波検査(肝硬変・肝がんはCT・MRI)などです。詳しくは、住所地を管轄する保健所にお問い合わせください。請求期限は検査を受けた年度の3月31日までです。



助成を受けたときの 自己負担額 (茨城県の場合)

住民税非課税世帯	無料
市町村民税(所得割)23.5万円未満の世帯	
慢性肝炎	1回2千円
肝がん・肝硬変	1回3千円

県庁の担当課はこちら

茨城県 保健医療部 健康推進課
☎ 029-301-3220



手続きは お済みですか?



弁護団に相談すれば、「給付金」手続きだけでなく、最新の治療情報を学んだり、悩みの相談ができる仲間(患者で作る原告団)も出来ます。

B型肝炎「給付金」

過去の集団予防接種でB型肝炎に感染したキャリア・患者が対象です。無症候性キャリアの方は、さらに年4回の定期検査費用が助成されます。①生年月日が昭和16年7月2日以降で②B型肝炎ウイルスに持続感染されている方は、あきらめる前に弁護団にご相談ください。

給付金の金額

死亡	3600万円
肝硬変重度、肝がん	3600万円
肝硬変軽度	2500万円
慢性肝炎	1250万円
※各病態の発症から提訴までに20年を経過した場合、減額されます。	
無症候性キャリア	50万円
	+ 定期検査費用等

※いちど「対象者」と認められれば、病態が進んだときにも給付金の「差額」(追加給付)を受給できます。

ご相談は各地の弁護団へ

全国B型肝炎訴訟茨城弁護団(東京弁護団茨城県支部)

☎029-226-3925 <https://www.bkan-ibaraki-ben.com>

事務局長 丸山幸司(茨城県弁護士会)

B型肝炎 茨城弁護団 で検索



薬害肝炎(C型肝炎)「給付金」

フィブリノゲン製剤でC型肝炎に感染された、いわゆる薬害肝炎の被害者の方々が対象です。この給付を受けるためには訴訟提起が必要です。薬害肝炎全国弁護団にご相談ください。

ご相談は各地の弁護団へ

薬害肝炎東京弁護団 <http://www.hcv.jp>

☎03-6384-1823 ☎03-6384-1824

FAXの際には氏名・電話番号をご明記ください。折り返し電話します。

